

《適用範囲》

- 第1条 1.当施設が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する約款は、この約款に定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

《宿泊契約の申込み》

- 第2条 1.当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出てください。
(1)宿泊者名
(2)宿泊日及び到着予定時刻
(3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
(4)その他当施設が必要と認める事項
2.宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

《宿泊契約の成立等》

- 第3条 1.宿泊契約は当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし当施設が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として、当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3.申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし申込金の支払期日を指定するに当り、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

《申込金の支払いを要しないこととする特約》

- 第4条 1.前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

《宿泊契約締結の拒否》

- 第5条 1.当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
(1)宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
(2)満室により客室の余裕がないとき。
(3)宿泊しようとする方が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
(4)宿泊しようとする方が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団および暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
(5)宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
(6)宿泊しようとする方が法人で、その役員の中に暴力団員に該当するものがあるとき。
(7)宿泊しようとする方が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
(8)宿泊しようとする方が泥酔者などで、他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき、もしくは当施設の運営を阻害する恐れがあるとき。
(9)宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。
(10)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
(11)保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。

《宿泊客の契約解除権》

- 第6条 1.宿泊客は当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2.当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
3.当施設は宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、午前0時を限度に、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客によって解除されたものとみなし処理することがあります。

《当施設の契約解除権》

- 第7条 1.当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1)宿泊しようとする方が、第12条第2項による支払いを行わないとき。
 - (2)宿泊しようとする方が、第8条第1項の求めに応じないとき。
 - (3)宿泊しようとする方が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする方が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団および暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
 - (5)宿泊しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (6)宿泊しようとする方が法人で、その役員の中に暴力団員に該当するものがあるとき。
 - (7)宿泊しようとする方が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (8)宿泊しようとする方が泥酔者などで、他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき、もしくは当施設の運営を阻害する恐れがあるとき。
 - (9)宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (10)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (11) 寢室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (12) 宿泊申し込みの人数より多く宿泊又は利用しようとしたとき。
 - (13) 当施設が定める利用規則に従わないとき。
- 2.当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていないサービス等の料金はいただきません。

《宿泊の登録》

- 第8条 1.宿泊客は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当施設が必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等、通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

《客室の使用時間》

- 第9条 1.宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日使用することができますが、客室のメンテナンスのためそれに要する時間、客室を空けていただくことがあります。
- 2.当施設では前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1)午前12時迄/1時間当り 1室800円(税別)
 - (2)午前12時以降/室料金の全額

《利用規則の遵守》

- 第10条 宿泊客は当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

《営業時間》

- 第11条 1.当施設の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
- 2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

《料金の支払い》

- 第12条 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金などの支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際または当施設が請求したときにフロントにおいて行っていただきます。
- 3.当施設が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
- 4.宿泊しようとする方が、朝食・夕食、その他のサービスを申し込んだのち、事前の連絡なしに任意に喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その分の金額を申し受けます。

《当施設の責任》

- 第13条 1.当施設は宿泊契約及びこれに関連する規約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当施設の責めに帰すべき事由によるときでないときはこの限りではありません。
- 2.当施設は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
- 3.当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊客が出発するため客室を空けたときに終わります。

《契約した客室の提供ができないときの取扱い》

- 第 14 条 1.当施設は宿泊客と契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て出来る限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2.当施設は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償に充当します。ただし客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料は支払いません。

《寄託物等の取扱い》

- 第 15 条 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。但し現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価値の申告を行った場合であって、宿泊客がそれを行わなかった場合は当施設は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2.宿泊客が当施設内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし宿泊客があらかじめ種類及び価値の申告のなかったものについては 1 万円を限度として、その損害を賠償します。

《宿泊客の手荷物又は携行品の保管》

- 第 16 条 1.宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックする際お渡します。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については処分させていただきます。また、飲食物及び雑誌などについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、任意に処分させていただきます。
- 3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

《駐車場の責任》

- 第 17 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

《宿泊客の責任》

- 第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

《客室の清掃》

- 第 19 条 1.宿泊客が 2 泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は原則として毎日行わせていただきます。
- 2.宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であっても、少なくとも 3 日経過ごとに 1 回、客室の清掃を行わせていただきます。但し当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
- 3.前項の客室清掃について、宿泊客はこれを拒否できないものとします。

《免責事項》

- 第 20 条 1.当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
- 2.コンピューター通信のご利用において、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 料 金	宿泊料金	基本宿泊料 (室料)
	付帯料金	飲食料金及びその他の利用料金 サービス料
	税金	消費税

別表第 2 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

ご宿泊お取消しの場合は、勝手ながら違約金を頂戴いたします。

	1～5 名	6 名以上
7 日前		20%
3 日前	20%	50%
当 日	50%	80%
不 泊	100%	100%

(注) % は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。